

# 吉塚6丁目2区自治会規約

## 第1章 総則

### <名称>

第1条 この会は、吉塚6丁目2区自治会(以下、本会という。)と称し、本会の運営に関しては、この規約の定めるところによる。

### <目的>

第2条 本会は、地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行ない、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住み良い地域づくりを推進していくことを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 区域内の清掃・美化など環境整備に関する事
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関する事
- (4) 福利、厚生に関する事
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関する事
- (6) 文化、体育、レクリエーション等に関する事
- (7) その他目的達成に必要な事

### <区域>

第3条 本会の区域は、次のとおりとする。  
福岡市博多区吉塚6丁目2区全域

### <事務所>

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

## 第2章 会員及び賛助会員

### <会員及び賛助会員>

第5条 第3条に定める区域内に住所を有する個人は、全て本会の会員となることができる。  
2 本会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。  
3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、本会の賛助会員になることができる。

### <入退会及び資格喪失>

第6条 本会に入会しようとする者又は本会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。  
2 会員が退会した時、死亡した時及び第3条に定める区域外に住所を移したときは、会員の資格を喪失する。

### <会費>

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。  
2 会員の会費は次のとおりとする。  
(1) 一般会員(一世帯) 月 350円  
但し、賃貸マンションに関しては、戸数の80%を基本条件とし管理会社と契約を結ぶ。  
(2) 賛助会員 月 500円以上

## 第3章 役員

### <役員の種類及び選任>

第8条 本会に、次の役員を置く。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 若干名  
(3) 会計 1名  
(4) 書記 1名  
(5) 監査 若干名  
(6) 専門部 各1~4名  
(7) 組長 各組1名  
2 役員を選任は、任期満了までに役員会で協議し総会で承認を得る。

<役員職務>

- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けた時は会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行なう。
  - 4 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。
  - 5 各委員は、各専門部を代表し、専門の業務を行なう。
  - 6 監査は、次の職務を行なう。
    - (1) 本会の会計及び資産の状況を管理する。
    - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査する。
    - (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求し、又は召集すること。

<任期>

- 第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。組長及び、育成会・校外委員は1年とする。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なわなければならない。

<役員手当>

- 第11条 本会役員活動費として、次のとおり手当を支給する。
- |           |   |          |
|-----------|---|----------|
| (1) 会長    | 年 | 120,000円 |
| (2) 副会長   | 年 | 50,000円  |
| (3) 会計    | 年 | 80,000円  |
| (4) 書記    | 年 | 50,000円  |
| (5) 専門部長  |   |          |
| 体育部会長     | 年 | 50,000円  |
| 男女参画部会長   | 年 | 30,000円  |
| 青少年育成部会長  | 年 | 20,000円  |
| 防災部会長     | 年 | 10,000円  |
| 保健・福祉部会長  | 年 | 10,000円  |
| 環境部会      | 年 | 10,000円  |
| 交通安全部会    | 年 | 10,000円  |
| (6) 専門部副長 |   |          |
| 体育部会長     | 年 | 30,000円  |
| 男女参画部会長   | 年 | 20,000円  |
| (7) 監査    | 年 | 10,000円  |
| (8) その他役員 |   |          |
| 青少年育成部会   | 年 | 5,000円   |
| 公園管理者     | 年 | 5,000円   |
| 宮崎宮氏子総代   | 年 | 5,000円   |
| なでしこ会会長   | 年 | 5,000円   |
| (9) 組長    | 年 | 5,000円   |

<会長専決>

- 第12条 会長は、臨時に支出を要し、緊急のため総会にはかるいとまのないときは、1件50,000円を限度して専決する事ができる。但し、1件50,000円を越えるものについては、役員会の同意を得、支出する事ができる。

<弔慰金>

- 第13条 本会の会員または、その同居家族が死亡した時は、5,000円を香典料として支出する。会員に不幸があった場合は、速やかに組長へ連絡し、組長は会長へ連絡する。

<災害見舞金>

- 第14条 本会の会員が火災等の災害を被った時は災害見舞金をおくる。金額については、役員会にて検討する。

## 第4章 総 会

### <種別>

- 第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。
  - 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会員の5分の1以上の会員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、又は、監査から第9条第6項第4号の規定による請求若しくは同号の規定による招集があったときに開催する。

### <権限>

- 第16条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
  - (2) 予算、決算に関する事項
  - (3) 資産及び会費に関する事項
  - (4) 役員を選任に関する事項
  - (5) 規約の改正に関する事項
  - (6) その他重要事項

### <召集>

- 第17条 総会は、会長が招集する。ただし、第9条第6項第4号の規定によるときは、監査が招集することができる。
- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

### <議長>

- 第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

### <成立要件及び議決>

- 第19条 総会は、会員をもって構成し、会員の過半数の出席で成立する。
- 当町内在住の会員につきましては、総会にご出席頂けない場合、総会審議事項について議長へ一任されたものとする。
- 2 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

### <議事録等>

- 第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状提出者を含む)
  - (3) 議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人が議長とともに署名、押印しなければならない。

## 第5章 役員会

### <構成及び権限>

- 第21条 役員会は、役員をもって構成する。
- 2 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
    - (1) 総会に付議すべき事項
    - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
    - (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

### <召集>

- 第22条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。

### <議長>

- 第23条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

＜成立要件、議決等＞

- 第24条 役員会は、役員の過半数をもって成立する。ただし、やむを得ず出席出来ないため委任状を提出した役員については、出席者数に加えるものとする。
- 2 役員会の議事は、出席した役員の前半数をもって決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。
  - 3 役員会の議事については、第16条の規定を準用し議事録を作成するものとする。

## 第6章 会 計

＜経費＞

- 第25条 本会の経費は、次のとおりとする。
- (1) 会費及び、臨時会費
  - (2) 寄付金
  - (3) その他の収入

＜予算及び決算＞

- 第26条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収支及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。
- 2 収支決算は、毎会計年度終了後3月以内に監査を経て、総会の了承を得なければならない。

＜会計年度＞

- 第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31に終わる。

## 第7章 規約の変更

＜規約の変更＞

- 第28条 この規約を変更するときは、役員会で議決し、総会にて承認を得るものとする。

## 第8章 雑 則

＜備付け帳簿及び書類＞

- 第29条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 規約
  - (2) 会員名簿
  - (3) 役員名簿
  - (4) 総会及び役員会の議事に関する書類
  - (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
  - (6) その他必要な帳簿及び書類

＜委任＞

- 第30条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

### 附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

改定日 平成28年4月1日より施行する。